



|                  |                                                                                 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 嘉納治五郎による柔道教材化の試み：「体操ノ形」を中心として                                                   |
| Author(s)        | 池田, 拓人                                                                          |
| Citation         | 北海道大学大学院教育学研究科紀要, 101: 69-84                                                    |
| Issue Date       | 2007-03-30                                                                      |
| DOI              | 10.14943/b.edu.101.69                                                           |
| Doc URL          | <a href="http://hdl.handle.net/2115/20487">http://hdl.handle.net/2115/20487</a> |
| Type             | bulletin                                                                        |
| File Information | 101_69-84.pdf                                                                   |



[Instructions for use](#)

# 嘉納治五郎による柔道教材化の試み

—「体操ノ形」を中心として—

池田 拓人\*

The trial which makes judo the teaching materials by Jigoro KANO

Takuto IKEDA

## はじめに

武術<sup>1)</sup>の正科教材採用を不可とした明治17年(1884)の「体操伝習所答申」は、その後、武術を正科に採用しようと主張する者の前に立ちはかかる大きな壁となった。武術の正科教材化を図ろうとする流れは、この答申内容を克服していく過程でもあった。体操伝習所が武術を正科不採用とした背景には、体操科の理念を生理学的見地から論じた明治初期の文部省の体育観があった。つまり、体育の目的を身体の発育発達や健康の保持に求めた西洋式の体操に対して、鍛錬種目である武術は体育教材としての安全性や生理学的合理性の観点から不相当と結論づけられたのである。

明治29年(1896)の「学校衛生顧問会議答申」において、事実上、体操伝習所以来の方針を確認したのみというかたちで、武術は再び正科不採用となった。このことをひとつの契機として、30年代以降、武術の正科編入運動は活発な活動の様相を見せる<sup>2)</sup>。文部省の回答に大きな期待を寄せていた武術家たちは、その期待を裏切る返答に大きな挫折感を味わい、今後は国民の国家主義的な感情に訴え、積極的に政治運動と一体化させていこうとする者と、他方、教育現場サイドにおいて武術の教授法を改良し、教材化の実践を試みようとする者にとり正科採用論も分かれていった。前者は、星野仙蔵に代表される帝国議会への請願運動<sup>3)</sup>であり、後者は、武術家による武術の「教材化の試み」である。本稿では、後者について取り上げる。

武術の正科採用の可否について問うた「体操伝習所答申」と「学校衛生顧問会議答申」では二度にわたり不採用とされ、しかも後者においては前回とほぼ同じ理由により「従来通り」不採用の方針を確認した。正科採用論をめぐる武術家の二つの動向のうち、本稿で対象とする武術家たちが政治運動との一体化を志向せず、自ら武術の教材化の実践を試みることを選択したのは、文部省との隔たりに一定の限界を感じたからであり、ただ自らの有用性ばかりを主張するのではなく正科編入のためには文部省の教材観に適うものへと教材化の研究を積み重ねることが重要であると感じたのである。それは、すでに実施校が増えつつあった課外活動をひとつの背景としながら「実践」という既成事実を重ねることで学校におけるその地歩を固めていくことともなり、その実績はまた同時進行していった政治運動の裏づけともなっていくものであった。

\* 和歌山大学教育学部保健体育学科講師

とりわけ実践に主眼を置いた武術家たちは、在来の武術を体育の視点から再構成しようと、教授法を改良し、教材化を試みていった。剣術や薙刀などでは、武術の動きを取り入れながら、体操科の主教材であった普通体操を形式的に模倣した「武術体操」の実践によって<sup>4)</sup>、文部省に対し、正科編入へ向けて教材としての正当性を確保しようとした。それは、外来体操との対決ではなく、いわば妥協によって局面を打開しようとするもので、つまりは武術を「体操化」することによって、文部省の体育観への接近を図ろうとした。武術の実施は、体操という附語によって、口実を求める以外になかったのである<sup>5)</sup>。

一方、嘉納治五郎によって創始された柔道は、「体育」をその目的の一つに備え、学校教育への普及を前提に、体操科の教材に適うものとして構想された。ゆえに嘉納は、単に体操を模倣する「体操化」ではなく、柔道として「教材化」することによって正科編入を企図した。しかし、「体操は生理学に属す」<sup>6)</sup>という体育観に支配された文部省には、柔道でさえ旧来通りの他の武術と同一線上にしか映らず、正科編入を認めるまでには相当の時間を要するのであった。

明治44年(1911)に正科編入されるまで数々試みられた武術の教材化の実践例について、剣術に関するものについては先行研究<sup>7)</sup>が報告されているが、柔道については見当たらない。また、学校体育史を通史的に取り扱った竹之下休蔵・岸野雄三『近代日本学校体育史』(東洋館出版社、1959年)でも、木剣や薙刀を使った武術体操については取り上げているが、柔道についてはその記述がない。しかしながら、このようにこれまで注目されてこなかった柔道の教材化の実践例は、嘉納によって、しかも明治20年代前半という、木剣や薙刀などを使った他の実践よりもかなり早い時期から、柔道の教材として考案され、実践が始まっていたのである。

本稿では、先の体操伝習所答申以来、明治期における文部省の一貫した武術の正科不採用方針に対して、武術家たちが正科編入に向けてどのように対応していったのかを明らかにするため、嘉納による柔道の教材化の試みを事例的に検討することで、柔道教育史研究に新たな知見を付加することを目的とする。

## 1. 嘉納治五郎の柔道体系論と体育

### (1) 嘉納の柔道理論 —— 「柔道一班並二其教育上ノ価値」

明治維新後、武士階級の崩壊、文明開化の風潮によって武術は一時きわめて衰退した。そのうえ、一連の士族反乱を通して、武術稽古は一種の疑惑をもって眺められた。整骨、興行などに転じる武士もあり、このような中で辛うじて武術の命脈は保たれた。ところが、明治10年(1877)の西南戦争における抜刀隊(警視庁が募集した義勇兵)の活躍により、剣術を発端に武術再興の気運が高まった。その二年後には、警察制度の創始者である川路利良に「撃剣再興論」<sup>8)</sup>を著述させるまでになった。

東京大学を卒業し、学習院に勤務するようになった嘉納治五郎は、明治15年(1882)2月、東京下谷北稲荷町永昌寺の書院と離れを借りて居を構えた。離れに書生をおき、書院の二間を自分の書齋とした。そして、そのうちの一間を道場にあて、自宅で稽古できるようにして書生に柔術を教えるとともに、外部からの希望者もここに集めて稽古をした<sup>9)</sup>。大学在学中より天神真楊流と起倒流の柔術二流を学んだ嘉納は、他の流儀をも見聞したうえで各流の長短を取捨

選択、整備し、また、術はあくまで附随的なものであり、大きな道に入る手段であることを明示するため「柔道」と改称した。そして単に武術の道場ではなく道を講ずる場所という意をもって、同年5月この道場を講道館と命名した。ここに講道館柔道は創始したのである。

このとき嘉納は23歳、柔術の修行を始めてまだ五年余りであった。講道館を開いた翌年に飯久保恒年より起倒流免許皆伝を受けており、嘉納自身まだ修行途上であり、試行錯誤の段階であったと言えよう。また、講道館も柔術界においては新興の一流派に過ぎなかった。

この頃になると、地方から文部省に対して、武術を正課に採用することについての問い合わせがしばしばあり、明治16年(1883)5月、文部省は体操伝習所に対して「本邦剣術柔術等ニ就キ教育上ノ利害適否ヲ調査スヘキ旨」<sup>10)</sup>を達した。この「剣術柔術等教育上利害適否調査」は、「東京府ニ在リテ多少聞ヘアル」柔術及び剣術諸流の数流派を対象に行われ<sup>11)</sup>、一年あまりの調査の結果出された答申は、「学校体育の正科として採用することは不適當なり」というものだった。その理由として、以下のことが示された<sup>12)</sup>。

#### 二術の利とする方（二術とは剣術と柔術のこと：引用者註）

- (一) 身体の發育を助く
- (二) 長く体動に堪ふる力量を得しむ
- (三) 精神を壮快にし志気を作興す
- (四) 柔惰の風姿を去りて剛壯の姿格を納めしむ
- (五) 不慮の危難に際して護身の基を得しむ

#### 害若しくは不便とする方

- (一) 身体の發育往々平均均一を失はん
- (二) 実修の際多少危険あり
- (三) 身体の運動強度を得しむこと難く強壯者脆弱者共に過劇に失し易し
- (四) 精神激し易く輒すれば粗暴の氣風を養うべく
- (五) 争鬪の念志を盛にし徒らに勝を制せんとの風を成しやすし
- (六) 競進に似て却て非なる勝負の心を養ひがちなり
- (七) 演習上每人に監督を要し一級全体一斉に授けがたし
- (八) 教場の坪数を要すること甚大なり
- (九) 柔術の演習は単に稽古着を要するのみなれども剣術は更に稽古道具を要し且常に其衣類及道具を清潔に保つこと生徒の業には容易ならず

この答申については、当然嘉納の念頭にあったはずであり、創始間もない講道館柔道は、その後、明らかに体操伝習所の答申内容をうけた技術体系の構築を模索していき、柔術界における独自性を打ち出していくことになる。その内容は、明治22年(1889)5月の嘉納の講演「柔道一班並ニ其教育上ノ価値」<sup>13)</sup>（以下「柔道一班」と略す）によって、公に知るところとなり、講道館柔道の理論的体系は一応の完成を見るのである。

この講演は、学習院の教頭となっていた嘉納が大日本教育会の依頼により、文部大臣榎本武揚はじめ同会会員の来場のもと<sup>14)</sup>、柔術の歴史及び講道館創立の経緯、柔道の目的とその教育的価値について言及している。つまり、柔道を学校正科へ採り入れるにふさわしいものだということを文部大臣以下、教育界の要人たちに印象づけるという意図を持った講演であった。

これによると、柔道は、「体育」「勝負」「修心」の三つの目的を持っており、柔道を行うことによって「体育モ出来、勝負ノ方法ノ練習モ出来、一種ノ智育徳育モ出来ル」<sup>15)</sup>としている。したがって、講道館柔道の目的と方法について述べた部分も、「柔道体育法」「柔道勝負法」「柔道修心法」の三部から構成されている。

## (2) 「柔道体育法」

この講演のなかで嘉納は、体操伝習所答申において武術が正科不採用となった理由のほとんどに対して、講道館柔道の立場から、ことごとく補足なり反論をおこなっている<sup>16)</sup>。とりわけ「柔道体育法」(嘉納は講演の中で「柔道体操法」とも言い換えている)の発想において、先の体操伝習所答申を強く意識して構想されたと見ることができる。つまり、正科不採用の理由として挙げられた諸条件を一つ一つ克服する形で柔道体育法が構成されているのである。以下に、前掲「害若しくは不便とする方」の各項目に対応する反論を見てみる<sup>17)</sup>。

(一)については、柔道を体育として行うときは「成ル丈ケ一様ニ全体ノ筋肉ヲ働カセ、若シ或ル部分ノ筋肉ヲ多ク働カセル様ナコトガ必要ナ場合ヒニハ、成ル丈ケ其練習ガ不断ニ効用ヲ為ス様ニ工夫」<sup>18)</sup>されているため、身体の調和的発育発達という体操科の目的にも合致するとした。

(二)については、嘉納は自身のこれまでの指導経験から「不治ノ怪我」をした者がいないことは実証されているとして、「殆ド危険無シ」と結論づけ、その危険性を否定している。また、「危険ヲ避ケル方法」として、「受身」について詳細に説明している<sup>19)</sup>。柔術諸流派の伝書等を管見の限り、「受身」に関する記述はなく、指導体系の中で別段には取り上げていない。それは、そもそも柔術諸流派の本義が殺傷捕縛であったため、安全性を確保するための「受身」というものの概念が希薄であったためと考える。講道館柔道の指導法の中に「受身」を体系化したことは、嘉納が武術から体育法へと伝統を近代化した顕著な例であると言えよう。

(三)については、後述する「体操ノ形」の中には「老人デモ病人デモ往来ヲ歩行スルコトサヘ出来ル人ナラバ、致シマスニ決シテ差支ヘノ無イ様ナ仕組ミニ成ツテ」<sup>20)</sup> いるので、老若男女に適する運動強度となっているとしている。

(四)～(六)は、精神面に与える影響について指摘したものであるため、「柔道体育法」の中では、これらについて言及していない<sup>21)</sup>。それは、文部省が当時の三育主義教育思想によって、体育は身体を教育する分野として捉え、精神の修養は埒外であると考えたため、嘉納は、旧来の武術において強調される精神面への効果を「柔道体育法」では触れなかったのだろう。ただし、この三項目における指摘は、武術によって生徒の気性が粗暴になりやすいことや、勝敗に拘泥しがちになることを戒めたもので、一方の「利とする方」において、「(三) 精神を壮快にし志気を作興す」として精神面へ与える効果を評価している。

(七)については、受身を「怪我ヲセヌ丈ケ一通リノコトヲ覚エルノハ容易ノコトデ」<sup>22)</sup> あるため、これによって安全性が確保できることで教師の負担が軽減され、一斉指導も可能であるとしている。

(八)、(九)は、施設・用具についての指摘であるが、後述する「体操ノ形」は「洋服ヲ着テ居テモ羽織袴デ居テモ、又石ノ上ヘデモ板間デモ出来ル」<sup>23)</sup> ため、特別に稽古着や畳の道場と必要としないとしている。

従来の武術の中に体育の概念を取り入れ、近代教育性を持ち合わせた点で、柔道は他の柔術

諸流派とは一線を画した。つまり、柔道の練習法を修行としてではなく、体育として行いうるものとした。ゆえに、嘉納は身体の調和的発育発達や健康の保持を目的とした体操科においても、生理学的合理性に合致した体操（西洋式の普通体操、以下同じ）に比肩しうる教材として柔道を位置づけた。

「柔道体育法」の目的は、①筋肉を適当に発達させること、②身体を壮健にし、力を強くすること、③身体四肢の働きを自在にすることであった。筋肉の発育や身体の強健などは他の体操によっても十分可能であるが、四肢の働きを自在にすることは、他の体操ではとても柔道ほど効果をあげることはできないとして、体育教材としての柔道の優位性を強調している。それは、体操は動きそのものが実生活に直結しないものが多いが、柔道では日常生活に必要な動きや身のこなしが練習できるというものであった。

「物ヲ持トウト思ヘバ能ク持ツコトガ出来、引ツ張ロウト思ヘバ能ク引ツ張ルコトガ出来、押ソウト思ヘバ能ク押スコトガ出来、振デヨウト思ヘバ能ク振デルコトガ出来、又一種異様ナ姿勢デカラ出ソウト思フ場合ヒナドニハ意ノ如クカラ出スコトガ出来、何カ物ガ急ニ頭ノ上ヘニデモ落チテ来タトキニハ、速ニ之ニ応ジテ身ヲ転ハスコトガ出来、又ハ車ニ乗ツテ居ルトキ其車ガ急ニ転覆シマシテモ、亦旨ク身ヲ転ハシテ怪我ヲ為ヌ様ニ除ケルコトノ出来ナドスルハ、随分人生ニ必要ナコトデシテ、柔道ノ体操法ニ抛レバ能ク是等ノ練習ヲ為ルコトガ出来マス。」<sup>24)</sup>

もし、他の体操によって四肢の自在をことさらに得ようとする、それは「全ク面白ミノ無イコトニナリマセウ」<sup>25)</sup>と指摘しており、これは、体育教材として主流であった体操の動きや方法における形式主義を痛烈に批判したものであったと言えよう。

そして、この「柔道体育法」のために案出された練習法が「柔道体育法乱捕」であり、「体操ノ形かた（柔道体育法ノ形）」であった<sup>26)</sup>。乱捕と形は、柔術諸流からの伝統的な修行法で、嘉納も「乱捕と形は、作文と文法の関係」<sup>27)</sup>と例えるように、講道館柔道においてもこれらを併せて行うこととした。身体全体を使って均一に筋肉を働かせるということは、おおむね乱捕によって行うことが可能であるとしたうえで、さらに偏りのない、より「体育」ということに重点を置いた体操法は「形」であるとした。すなわち、それが「体操ノ形」であった。

## 2. 柔道の教材化

### (1) 体操ノ形<sup>28)</sup>（柔道体育法ノ形）

「体操ノ形」は、明治20年（1887）頃<sup>29)</sup>に考案された。この形の方法は、実際に投げたり、投げられたりするのではなく、押したり引いたりして互いに相手の体勢を不安定にさせるといった「崩し」の練習をするのである。またさらに、相手の体を崩した後に、抱き上げたり腰に載せるなどして技を施し、投げようとする直前までを順序立てて行うことになっている。

その特徴として、以下のことが挙げられている。まず、「体操ノ形」は、乱捕では十分に使うことができない筋肉を、身体全体四肢にわたってより一層動かすバランスの良い体操法であるということである。また、それだけではなく、「崩し」の練習を通して技の構造や勝負（攻防）の理論を身につけることができるので、運動自体に面白みがあり、実践者が興味・関心を持って行えることである。この点について嘉納は「機械的ノ運動ヲスル様ニ全ク面白ミノ無イモノデハ御座イマセウ」<sup>30)</sup>と普通体操との違いを明確に特徴づけている。さらには、実際に投げ

たり、投げられたりしないため、稽古着や畳の道場を必要とせず、平服のまま居室でも体操場でも、場所を選ばず行い得ることである。施設・用具の問題は、柔道を始めるうえでネックとなる問題のひとつであったが、「体操ノ形」はこの点を解消するものであったといえる。そしてさらに、方法そのものが激しくするだけではなく、ゆっくりと静かにも行えるので、老若男女の区別なく、身体に過剰な負担を与えることなく誰にでも行える運動も仕込まれていることである。

これらの特徴は、体育法としての柔道の普及や大衆性という観点からも乱捕を補完するものとして画期的であったが、これはまた、取りも直さず先の体操伝習所の答申内容を克服する内容であった。

嘉納によって説かれた「体操ノ形」の体育教材としての有効性は、その後、教育ジャーナリズムによって徐々に評価を得ていくようになる。例えば、『教育時論』は以下のように評している。

「体操の形は吾等教育者の注意を惹きたり、直下の所感を述べれば、彼の形を以て直ちに普通教育に実施し得べきや如何は未明なれども、兎に角研究の値あることは勿論にして、殊に抗争的なるに於て一層其然るを覚えたり」<sup>31)</sup>

さらに研究の余地はあるものの、教材としての教育効果を認め、「体操ノ形」の正科編入への可能性に非常に関心を持っていることがうかがえよう。

また、明治43年(1910)には、前年に財団法人となった講道館の事業に対する一般の理解と援助を得るために、人士を招いて開いた披露式において、嘉納(当時51歳)みずから長女の範子(当時17歳)を相手に「体操ノ形」を演武している。もちろんこれはデモンストレーションではあるが、当時の平均寿命が45歳前後<sup>32)</sup>であったことを考えると、いわば老人と婦女子による演武であり、それを衆人の面前で行うことによって、老若男女に適するという「体操ノ形」の趣旨を体現するとともに、広く一般に印象づけようとした意図がうかがえよう。「優婉なる婦女子にも適するとの宣言は勿論茲に首肯せざるを得ない、僕は殊にその婉曲なるに於て深く感ぜざるを得なかった」<sup>33)</sup>という取材記者の感想はそれを物語っている。

ところで、正科編入のための武術の推進・奨励運動は、これまで撃剣関係者のみで行われてきたと言われており、柔道(柔術)関係者の動向はほとんど知られていない。明治26年(1893)の『教育時論』によると、すでに嘉納が、柔道あるいは「体操ノ形」をもって、文部省に対して正科編入の建白を行っていたことがわかる。

「此度新に第一高等中学校長に榮転したる、嘉納治五郎氏が先に学習院教頭たりし時(明治19年6月～22年8月：引用者註)、紈袴子弟柔弱の弊を矯めんが為に、柔術(柔道のこと：引用者註)を教えたる事ありしが。其柔術をは体操術として、全国の学校教科目に加へん事を、建白したる事、数度に及びたりしも、其説毫も行はれざりしかば、同氏は学校用柔術形を發明し、恰も体操の如く、数十人相並んで練習し得る事とせるに、陸軍幼年学校に於ては、直に之を其教科に採用し、昨年第一地方部、中学校長会議の折も、亦柔術形体操を以て、学校正科に入れんとて、建議せしものありしが、其儘立消となり居りしも、今年の同会議には、又々提出せんと、意気込居るものもありと云ふ」<sup>34)</sup>

これは、請願運動を行った柔道関係者の数少ない事例を伝えるもので、明治30年代以降、撃剣関係者を中心として活発に展開される一連の運動に先立って、いち早く行われたものと言えよう。これ自体は、結果的に実を結ばなかったが、ちょうど同じ頃、文部省所管の学校では

ないが、明治20年(1887)に海軍兵学校で、明治25年(1892)に陸軍幼年学校で柔道が採用されている<sup>35)</sup>。

では、「体操ノ形」の内容とは、具体的にどのようなものだったのであろうか。「体操ノ形」は、「第一種ノ形(柔道体育法ノ形第一種)」と「第二種ノ形(柔道体育法ノ形第二種)」から構成される。「第一種ノ形」は、「剛ヨリ柔ニ変ジテ勝ヲ制スル仕方」とされ、一般に「剛柔の形」と称する。「第二種ノ形」は、「始メカラ柔ト柔トノ競争」を行う方法で一般に「柔の形」と称する。

## (2) 剛柔の形(第一種ノ形)

「剛柔の形」は十本から構成され<sup>36)</sup>、「剛の形」とも称される<sup>37)</sup>。この形の方法は、まず、双方が強く力を入れて、力をもって力に対抗させて、押し合ったり引き合ったりする。そこから、種々変化して「剛ガ柔ニ変ジ」、相手の力に順応して勝つように構成されている。「柔道一班」講演において嘉納は自らが演者となって形を披露している。「剛柔の形」の实地に際しては、「随分種々ノ筋肉ヲ働カセ多ク力ヲ入レマシタノデ、汗ガ出テ参リマシタ」<sup>38)</sup>と言っているように、個々の形の動作の前半においては相当に余計な力を使うようであるが、後半では変化して、それほど力を使わないようになっている。そのため、後述する「柔の形」に比べ、動きの変化の種類は少ないけれども、筋肉を鍛え、力を強くすることができるという特徴を持っている<sup>39)</sup>。

講演では、「僅カ六ツ丈ケヲ御覧ニ入レタ」<sup>40)</sup>とあるだけで、実演をした具体的な内容については、講演録には記述がないためよく判らない。この「剛柔の形」は、講道館において一時は盛んに行われていたようであるが、大正10年(1921)頃には「まだ研究が十分でなく、十本作つた中、三四本は何分にも気に入らなかつたから、追て考へ直さうと思つてその儘になつて居るのである。…(中略)…将来はこの形も完成して、講道館で教へようと思つて居るが、今日は上述のやうに、未製品であるから、学んでも学ばなくても何うでもよいのである」<sup>41)</sup>と嘉納は述べており、途中からはあまり行われなくなった。大正15年(1925)頃になると、「昨今余り教へず、随つて少数の者の外は知つて居らぬ程になつた」<sup>42)</sup>というような状況になり、さらにその後は、教えることを見合わせるようになった<sup>43)</sup>。

この形が講道館において、いつ頃まで教えられていたかは定かではないが、大正4年(1915)には、

「現今講道館に於て、形として、教授されて居るのは

投の形 十五本

固の形 十五本

この二種の形は、之を併せて乱捕の形と、云うて居る。

極の形(居捕八本 立合十二本) 二十本

柔の形 十五本

剛柔の形 十本

五の形 五本

古式の形(表十四本 裏七本) 二十一本

七種百一本である」<sup>44)</sup>

とあるので、少なくとも大正4年(1915)から大正10年(1921)頃の間までは、講道館におい



て「剛柔の形」が教授されていたと、時期を絞り込むことができよう。当初、嘉納は将来的に「剛柔の形」をさらに研究のうえ、完成させたいという希望を持っていたが、その後、改良されることはなく、昭和3年(1928)時点には、「現今講道館に於て『形』として定められて居るものは(「剛柔の形」十本を除いた：引用者註)六種類、九十一本」<sup>45)</sup>となっており、講道館の形から完全に姿を消した。

このように、「剛柔の形」は未完成だったということもあってか、その実践の状況を伝えるものは殆どない。ただし、明治40年(1907)に小石川下富坂に新築された講道館大道場の落成式や、年始の鏡開式などで演武されたという記録はあり、ある時期までは講道館の形としての位置を占め、行われていたことがわかる。

「嘉納治五郎先生の柔道教授所たる講道館は、其満廿五年祝賀式並に道場新築落成披露会をば、去る廿三四日両日間開催して、左の式次第を挙行したり。(中略)一 講道館柔道各種形 (一) 勝負の形(極の形：引用者註) (二) 投の形 (三) 体操の形 (イ) 第一種(剛より柔に変化するもの) (ロ) 第二種(柔より柔に変化するもの) (四) 五の形」<sup>46)</sup>

「東京市小石川下富坂町講道館にては例年の如く九日午前九時より鏡開式挙行したるが…(中略)…有段者の投の型、固めの型、勝負の型、体操柔道の型、五の型等演ぜられ最後に館主嘉納氏が古式の型を演じ…(以下略)」<sup>47)</sup>

しかしながら、これらはあくまで演武であって、実際の指導場面における実践の状況は明かではない。

では、「剛柔の形」の十本の内容とは、具体的にどのようなものであったのだろうか。管見の限りでは、「剛柔の形」について、その中身を取り上げて紹介あるいは解説した文献資料は一切見当たらない。また、前述のように講道館において途中から姿を消しているため、現存しておらず、その内容は全くわからない。

嘉納の柔道講義用ノート「柔道雑記」<sup>48)</sup>は、明治21年(1888)に講道館において行った柔道講義の内容を自身で書き留めたものである。そこには、講義のレジュメが記されておりその内容及び構成から見て、「柔道一班」の草稿となったものと推察される。そのなかに「第一種体育ノ形」という項目があり、その内容についての解説が書かれている。すなわち、「剛柔の形」について書かれたものと見て間違いはない。ただ、ここには、「七番」から「十番」までの四本しか書かれておらず、「剛柔の形」全十本の全体像を知り得ることはかなわない。しかしながら、これまで全くわからなかった「剛柔の形」の、一部ではあるが、その具体的な内容について知ることができるものとして資料的価値が高い。したがって、以下に掲載しておく。

#### 「第一種体育ノ形」

- 七番 右ノ手ノ甲テ相手ノ面ヲ打チカヽル。相手ハ又均シク右ノ手ノ甲テ受ケル。暫時互ニ押し合ヒ、相方ヨリ左ノ手ヲ以テ相手ノ右ノ臂ヲ押し、又暫ラク全身ノ力ヲ押し合フ。次に受ノ方ハ相手ノ左ノ手ヲ取テ、背負投ニ投ケントスル所ヲ捕ハ尻ヲ押しテ受ヲ制ス。
- 八番 相互ニ四ツニ組テ帯ヲ持テ引き合フ。次に相ニ同一ノ場所ヲ持チナガラ、相手体ヲ上ニ持上ケントス。之ヲ防カンガ為、双方前ニ出テ居ル方ノ足ヲ内ニ内ニト寄セルソノ所ヲツケ込ンデ、捕ハ手先デ相手ノ出テ居ル方ノ膝ノ頭ヲ打チ乍ラ大外薙ニ掛ケル
- 九番 捕受共相手ノ左ノ手先ヲ右ノ手ニテ掴ミ振ゼントス。ソコヲ捕ハ振チサセツヽ上ニ外ス。受ハ又ソノ手ヲ下ヨリ順ニ掴ム。受ハ又之ヲ下ニ外シツヽ、相手ノ手ヲ突モ、今少ノ手

テ相手ノ左ノ手ヲ抑ヘルガ如ク掴ム。相手ハ之ヲ両手デ上ニ外ス。捕ハ両手デ相手ノ胸ヲ押ス。相手ハ之ヲ応シテ又両手ニテ押ス。暫時シテ相互ニ右ノ手ニテ相手ノ右ノ手ヲ引き下シ、捕ハ受左ノ手ヲ右ノ手ニテ持ツタママ大外疋ヲ掛ケル。

十番 相互ニ一番ノ□ニ左ノ手ニテ引合ヒ、暫クシテ右ノ手テ相手ノ臂ヲ持チ引き合フ。又暫クシテ相互ニ近寄りナガラ、相方左ノ手ヲカラマセナガラ尻ヲ押ス。ソレヨリ捕ハソノ手ヲハナシ後投ニ掛ケントスルヲ、片足ヲ相手ノ両足ノ間ニ入レテ防ク。捕ハ遂ニ少シ廻リナガラ、又後ヨリ片足ヲ相手ノ両足ノ真中ニ入レナガラ後口投ゲヲ掛ケル。

内容を概観すると、まず「捕(取)」(技を仕掛ける側)と「受」(技を仕掛けられる側)の双方が力を込めて押し合ったり、引き合ったりする。その攻防を繰り返すうちに一方が転じて投げを打つ、あるいはその投げを防いで相手を制そうとするという構成になっている。これはまさしく剛から柔に変じる「剛柔の形」の趣旨に合致するものであり、内容的に見ても「剛柔の形」であることを裏付けることができよう。

### (3) 柔の形 (第二種ノ形)

「柔の形」は、現在も講道館で行われている形の一つである。この形の方法は、なるべく力に対して力で逆らわないようにして互いに安定した姿勢を保ちながら、相手の体を不安定な姿勢にさせるように種々の工夫を為していくというものである。したがって、「剛柔の形」とは運動の仕方が随分異なり、穏やかな動きになる。つまり、力はそれほど使わないが、四肢の動きをとまなう運動の種類は多く、さらには動作自体は静かなものであるため老人あるいは病人にも適するものとして一種の保健的体操としても嘉納は考えていた<sup>49)</sup>。

「柔の形」の考案当初の構成は、嘉納の回想によると「明治二十年頃は十本程しかなかった」<sup>50)</sup> という。これを典拠としたと思われる後の文献においても「最初は十本位しかなかった」<sup>51)</sup> 「初めは十本ほどしかなかった」<sup>52)</sup> という曖昧な記述に終始している。ただし、嘉納の高弟である有馬純臣が著した『柔道大意』には「体操の形(十) 此形に剛柔の二様あり」<sup>53)</sup> (下線引用者) という記述があるため、「柔の形」は十本で構成されていたと確定してほぼ間違いないだろう。その後、現在と同じ内容及び本数(十五本)になったのは明治40年頃<sup>54)</sup> と言われている。

考案当初の十本が一体どのような内容だったのかを伝える資料は、これまで見当たらなかった。嘉納が自ら書き著した草稿「第二種柔道体操法假教範」<sup>55)</sup> の中には「第二種柔道体操法」という表題で十種の体操法が記述されている。その構成を見てみると、「第一教」五本、「第二教」五本の計十本から成っており、現在の「柔の形」の構成(「第一教」から「第三教」まで各五本、計十五本)と酷似しており、表題及び構成から見て、おそらく「柔の形」の内容を記したものであると思われる。以下にその内容を掲載しておく。

#### 「第二種柔道体操法」

##### 第一教

(一) 互ニ四ツニ組ミ押。曳。押。体ヲ転シテ背負投

(一) 押 (二) 曳 (三) 押 (四) 背負投

(二) 互ニ片手デ裏手頭ヲ握テ、片手デ肘ニ揚ケ当テテ曳キ、手頭ノ方ノ手ヲ引テ裏膝ヲ押

シ回テ後口腰

- (一) 手頸曳 (二) 肘曳 (三) 膝押 (四) 後口腰  
 (三) 互ニ表手頸ヲ当テ、押シ、次ニ肘ヲ押シ上ケ背負投ヲカケ、相手ガ腰ヲ押スカラ転シテ掬投  
 (一) 手頸押 (二) 肘押 (三) 背負投 (四) 掬投  
 (四) 互ニ両掌ヲ合セ押シ、両腕ヲ高く押シ上ケ押シ下ケ、水平ヲ保チ、斜ニ傾ケ体ヲ転シテ背負投  
 (一) 掌押 (二) 足開、腕上 (三) 足出、腕水平 (四) 背負投  
 (五) 互ニ片腕ヲ表ガ頸ニ当ルヤウ肩ニ当テ、押シ、片手ヲ握リテ曳キ、片腕ヲ曲シテ曳ナカラ屈シ、片腕ヲ肩ニ当テ押ナカラ起チ、手ト腕トヲ掃テ掃腰  
 (一) 腕押、手曳 (二) 曳屈 (三) 押起 (四) 握手ハツシ、肩腕掃、掃腰

## 第二教

- (一) 受ガ両手ヲ握リ次ニ之ヲ外シ互ニ肩ヲ押シ一本ノ手デ裏膝ヲ上ケ合ヒ肩ニ当テタリ手デ其手ノ上ニ掃ヒ背負投ニ投ケヨウトスルノ時引キ崩シ背負投防  
 (一) 握手ハツシ (二) 肩当、片足開 (三) 膝上 (四) 膝手ハツシ (五) 背負投防  
 (二) 互ニ片手ヲ肩ニ片手ヲ肘ニ当テ押シ、肘ニ当テタ手デ上ニ掃ヒ、両腕ヲ伸シテ暫クカケ争ハセ浮腰ニ競ヒ体ヲ転シテ交、浮腰  
 (一) 肩押 (二) 手ハツシ (三) 腕競 (四) 腰投 (五) 下ヨ腰投 (六) 腰投  
 (三) 互ニ手頸ヲ握リ交、掃ヒ互ニ肩ヲ押シ腕ヲ掃テ大外刈  
 (一) 手頸競 (二) ハツス (三) 切掃 (四) 両手ハツシ、肩当押 (五) 腕掃 (六) 片足出、大外刈  
 (四) 互ニ左右ノ手ト手頸ト腕トヲ交、曳キ回テ後口腰  
 (一) 右手曳 (二) 左手曳 (三) 右手頸曳 (四) 左手頸曳 (五) 右腕曳 (六) 左腕曳 (七) 後腰  
 (五) 互ニ肩ト肘ヲ交、押シ、肩肘互ニ一齊ニ押シ、互ニ胸部ヲ押シ、腕ヲ掃ヒ腰ヲ押シテ背負投壊  
 (一) 肩押 (二) 受 (三) 肘押 (四) 受 (五) 両押 (六) 胸当押 (七) ハツス、腰当 (八) 背負投壊

## 【参考】現在の「柔の形」の構成

- |     |        |         |         |         |         |
|-----|--------|---------|---------|---------|---------|
| 第一教 | (1) 突出 | (2) 肩押  | (3) 両手取 | (4) 肩廻  | (5) 腮押  |
| 第二教 | (1) 切下 | (2) 両肩押 | (3) 斜打  | (4) 片手取 | (5) 片手拳 |
| 第二教 | (1) 帯取 | (2) 胸押  | (3) 突上  | (4) 打下  | (5) 両眼突 |

内容を概観しただけでは、現在の「柔の形」との関連性について明確に見出すことはできない。「柔の形は常に改良されて進歩し居れり」<sup>56)</sup>とされるように考案当初の十本とは別に新たに現在の十五本を組み立てたのかも知れない。今後、さらに運動技術論からの分析が課題である。

「柔の形」の実践の状況を具体的に伝えるものは、残念ながら見当たらないが、前述のように改良が加えられながら現在まで存続しており、継続して行われていたことは間違いないだろう。

う。

明治28年(1895)に武道振興団体として大日本武徳会が設立されるが、そこで柔術諸流派並びに講道館が参加して武徳会による統一柔術形を制定することになり各流派の委員により協議が行われた。若干の修正もあったようであるが、ほとんど全てにおいて講道館の形がそのまま採用された。「柔の形」にいたっては協議にすら諮られることなく採用された。

「柔の形は前陳のやうな評議にはかけず、久しく講道館に於いて実行し來つたのであるが、武徳会にてもその他にても現在行はれて居るのである」<sup>57)</sup>

これまで講道館において行われてきた「柔の形」がそのまま採用され、武徳会をはじめ広く行われるようになったというものである。「柔の形」が講道館において実践を重ねて、十分な成果を得ていたことをあらわしていると言えよう。

また嘉納は、「柔の形」を学校教育として、身体発達の途上にある学徒が行っても問題がないということを訴え、教材としての妥当性についても述べている。例えば、「柔の形」には柔道の基本的な原理が凝縮されているとしたうえで、なおかつ穏便な運動であることから初心者指導に非常に適しており、柔道を練習するには「先づ柔の形から始めるが適當である」<sup>58)</sup>ことを強調している。さらに「柔の型から這入った柔道の如きは女子でも小学児童でも出来る」<sup>59)</sup>として、教材としての難易度も学徒に適したものとなっていた。

「之れ(柔の形：引用者註)は比較的容易く出来るから都合が宜い。普通の柔道は何うしても五年六年の年月専門的にやらねば到底人の先生になる事は出来ない。充分な事を言へば十年二十年も要するのである。此柔の型と云ふものは大体危険でないやうに出来て居るから僅かでも真面目に研究すれば三ヶ月位で人に教える事が出来るのである」<sup>60)</sup>

何十年もかかる武道の修行などとは違い、柔道を専門的にやらない者でも、授業として短期間行っただけで十分に達成度も得られるようになっていた。

そして、この「柔の形」の運動の簡便さと安全性ゆえ、教師の指導上の負担が軽減し、これまでの武術指導では難しいとされてきた一斉指導(団体教授)が可能となり、学校教育としての条件も満たし得ることとなった。従来、武術は師範の胸を借りて手取り足取り授けを受け、「一子相伝」という言葉に象徴される、流派の秘伝を守り伝えることに主眼を置いた教授法であったのだが、「柔の形」は量的な効率性も求めた近代教育の条件をクリアするものであった言えよう<sup>61)</sup>。

このように、体操としても有効であり、なおかつ柔道修行の導入として初心者指導にも適していることから「この形は、柔道を修行する人の為に必要なことは勿論であるが、柔道を学ばぬ普通の人がこの形を稽古しても十分に利益がある」<sup>62)</sup>と結論づけている。

### 3. 柔道の正科編入 —— 「体操化」の否定

日清、日露戦争の経験によって、学徒及び国民の体格・体力の問題がクローズアップされ衛生教育・体育の振作が戦後経営の一貫として国家的レベルで認識されるようになっていた。しかし、武術について具体的に語られることはなかった。体育の主教材であった普通体操はマンネリ化し、明治30年代には既に行き詰まっていた。それに代わるものとして、30年代中頃からスウェーデン体操が紹介されるようになり、文部省も体育教材の再編に向けようやく動き出した。明治40年前後の学校体育は転換期にさしかかっていたと言えよう。

対外戦争をきっかけに、風紀刷新や文弱の弊を改める手段として運動部活動が奨励され、そ

のなかで武術は地歩を広げていった。師範学校、中学校のなかには、正課外に遊戯の一つとして随意科として武術を行うところも次第に増えていった。例えば、師範学校で柔道を課外随意科として行っていたのは明治34年(1901)には、50校中33校<sup>63)</sup>あったが、明治43年(1910)には53校中52校<sup>64)</sup>にまでなっていた。この随意科での武術の実施状況について、北海道師範学校では、「本校に於ては毫も之が弊害を認めず、要は主として課する方法と注意との如何にあるものと信ず。凡そ敏捷にして強剛なる体軀を造ると云ふ点に至ては撃剣、柔道の効験偉大なることを確認す」<sup>65)</sup>との好結果を報告している。この頃になると、「中等以上の官公私立学校に於ては殆んどすべて道場の設備なきものなき」<sup>66)</sup>という状況にあり、学校で武術を行う環境はかなり整備されてきていた。

一方、帝国議会への正科編入請願運動を行ってきた星野仙蔵が衆議院(第22議会)に提出した「体育ニ関スル建議案」は、明治39年(1906)3月14日の本会議において可決された<sup>67)</sup>。

#### 「体育ニ関スル建議案」

「中学程度ノ諸学校ニ、体育正科トシテ、剣術若クハ剣術形ノ体操(練胆操術)、又ハ柔術若クハ柔術形ノ体操ノ、何レカ調査ノ上、其一ヲ教習セシムヘシ」

建議案中の「柔術形ノ体操」とは、嘉納の言う「体操ノ形」に他ならず、星野は自らが実践指導してきた剣術体操(練胆操術)に対比するものとして、同じく柔道の教材化を指向した嘉納による「体操ノ形」の実践を評価し、併せて正科編入を企てたのである。

そして、明治44年(1911)7月31日、文部省令第26号によって「中学校令施行規則」の一部を「体操ハ教練及体操ヲ授クヘシ。又撃剣及柔術ヲ加フルコトヲ得」<sup>68)</sup>と改正し、武術は正科採用を認められることとなった<sup>69)</sup>。

「加フルコトヲ得」というのは実質的には今まで通りの随意科と何ら変わらなかったが、武術は正科教材として法的根拠を持った。「体操ノ形」をはじめ武術の教材化の実践が実を結んだ瞬間でもあった。

ところが、すぐに、文部省が正科への採用を認めたのは体操化した武術ではなく、あくまで武術そのものであることが明かにされる。明治44年(1911)年11月6日より5週間、東京高等師範学校において、正科教材となった武術の当面の指導者養成と教授内容の統一を図ることを目的に開催された「文部省主催武術講習会」で、文部省は次のような「注意」を發し、正科武術の方向性を明示した。

「撃剣及柔術は其の主眼とする所身心の鍛錬に在るか故に是を以て彼の發育的体操に代へ若は徒に普通体操の形式を模倣するが如きことあるべからず時々其の精神的訓練に重きを置き以て技術の末に奔り勝敗を争ふを目的とするか如き弊を戒めざるべからず」<sup>70)</sup>

つまり、これまで教材化の試みの中で、主として剣術の実践で積み重ねられてきた「武術の体操化」の方向性をはっきりと否定し、武術は武術の特性を活かした、しかも体育法に合致した教授内容と方法を模索すべきことを示唆したのであった。文部省は、武術の「教材化＝体操化」と考え、柔道として教材化した「体操ノ形」も「武術の体操化」の実践の一つに過ぎないと認識していたため、「体操ノ形」も正科には採用されなかった。しかし、少なくとも「柔道の教材化」は、文部省が「注意」した単なる普通体操の形式の模倣ではなかった。言うなれば、柔道そのものが「体育」をその目的の一つに備え、学校教育への普及を前提にして構想されたからである。

また、正科編入を認めた「中学校令施行規則」改正の趣旨についても、文部省は次のように

説明している。

「撃剣及柔術ハ、従来各学校ニ於テ任意ニ之ヲ施設シ、生徒ノ志望ニ依リテ科外ニ之ヲ習ハシメタリシモ、今回正科トシテ体操中ニ加フルコトヲ得シメタル所以ハ、撃剣及柔術カ、生徒心身ノ鍛錬上ニ及ホス成績ニ徴シ、其ノ施設ヲ必要ト認メタルニ因ルモノトス」<sup>71)</sup>

これまで一貫して文部省は武術の正科採用について、武術は鍛錬種目であるため、「身体の調和的発育発達」や「健康の保持」に重点を置いた体操科の教材としては相応しくないとしてきたのが、心身の鍛錬上に及ぼす効果に有効性を認め、正科に採用したのであった。同時に改正された中学校体操科の指導目標<sup>72)</sup>には、精神的方面において従前の「快活、剛毅」することに加え、「堅忍不屈」の精神を養うことに重点がおかれた<sup>73)</sup>。体操科の中に積極的あるいは鍛錬的要素をとり入れるうえで、それを体現する教材として武術が採用されたのであった。

ただ、文部省にしてみれば、「武術の体操化」は正科編入のための方便として、予先をかわず手段に過ぎないものとして、あるいは映っていたのかも知れない。実際、星野の「鍊胆操術」の実践が行われていたのは、帝国議会に建議案を提出していた3、4年の間だけだった<sup>74)</sup>。

## おわりに

武術の正科編入運動は、一つは政治運動との一体化を志向するもの、そしてもう一つは教材化の実践を試みようとする動向という双方からによるものであった。正科採用については、表面的には星野仙蔵らによる政治運動の結果として認められたことになっているが、武術の教材化の実践成果が学校にどれほどの影響力を与えたかは、明治43年(1910)の「全国師範学校長会議」<sup>75)</sup>の結果からも、すでに文部省も無視出来ないものになっていたと言えよう。星野自身も実践の成果をもとに国会への請願を行っており両者は不可分の関係にあった。

明治期を通じて一貫した武術の正科不採用方針は、生理学的合理性に立脚した文部省の体育観に依るものだった。それに適うべく武術家たちは武術の教材化を志向し、実践を重ねてきたのであるが、対外戦争を契機とするいわば政策転換により、30年弱の間、固辞し続けてきた武術を文部省は「体操として」ではなく「武術として」採用したのであった。

一連の正科編入運動は、中等学校への採用を企図したものであったのだが、結果的に嘉納の柔道教材化の試みであった「体操ノ形」は、このとき採用されなかった。しかしながら、「体操ノ形」のうち、中等学校への武術の正科編入以降も継続して武術家による実践が行われた「柔の形」は、その後の学校武道の展開において大きな役割を果たした。本稿で取り上げたように中等教育への導入は否定されたものの、その後も正科外で行われなくなった訳ではなく、特に「柔の形」は初心者指導法として柔道指導の導入教材としての地位を保った。

例えば、大正期になると、小学校教材として「柔の形」を導入することについての研究が盛んに行われるようになっていった。昭和14年(1939)に小学校に準正課として武道(剣道及び柔道)が導入された際には、「柔の形」も教材のひとつとして採用された。このことは、武術が中等教育へ正科編入されると急速に衰退していった「剣術の体操化」の事例と、「柔道の教材化」としての「体操ノ形」を同一に、単なる正科編入のための方便だったと色分け出来ないことを意味していると言える。なお、この初等教育における展開については今後の課題としたい。

簡便で、なおかつ初心者指導に適した体育法として「柔の形」を考案したことについて嘉納

は、「かういふ方法が出来た以上は柔道の普及の上にななる便利の得ることと思ふ」<sup>76)</sup>と本音を漏らしている。愛好者の底辺拡大にとって学校教育は絶大なる媒体であったことは言うまでもなく、学校正科への導入は嘉納の柔道普及計画にとって、まずは最重要プロジェクトであったはずである。

## 註

- 1) 文部省が対象とした武術は、剣術と柔術の二術であった。また、柔道とは講道館柔道（明治15年、嘉納治五郎により創始）のことをさす。当初柔術の一流派に過ぎなかった講道館が他流派を凌駕し、柔道として一般化するのには明治40年代以降のことである。
- 2) 既往の研究【竹之下休蔵・岸野雄三『近代日本学校体育史』（東洋館出版社、1959年）及び、今村嘉雄『日本体育史』（不昧堂出版、1970年）】によると、その背景としては、学校衛生への関心が高まったこの時期、すでに形式化した普通体操について医学的見地から批判が起こりつつあったこと、さらに日清戦争以後、国民に尚武の気運が高まるにつれて武術が重視されてくることが指摘されている。
- 3) このことについては、中村民雄「明治期における武術の正科教材編入のための請願運動について - 直心影流・星野仙蔵の場合 -」（『福島大学教育学部論集』33号、1981年、63-73頁）に詳しい。
- 4) 「武術体操」のなかには、普通体操の形式を模倣しようとするあまり、「刃筋」を無視したものや剣術の技にはほとんど見られないような左の技を作ったり、左右対称の運動にあまりに拘泥しすぎたため、体育学者をはじめ武術家からの批判もあった。（中村民雄「近代武道教授法の確立過程に関する研究(1)」『武道学研究』13-1、1980年、33頁。）
- 5) 前掲『近代日本学校体育史』65頁。
- 6) 前掲『日本体育史』455頁。
- 7) 前掲「近代武道教授法の確立過程に関する研究(1)」。これによると、明治30年前後から40年代前半にかけて、剣術をはじめ薙刀術、槍術、棒術を用いた武術体操が考案された。
- 8) 中村徳五郎『川路大警視』日本警察新聞社、1932年、300-303頁。
- 9) 長谷川純三『嘉納治五郎の教育と思想』明治書院、1981年、12頁。
- 10) 「文部省処務概旨」『文部省第十一年報』1883年、17頁。
- 11) 拙論「近代における体操科教材史(1) - 明治10年代の柔術採用論 -」（『福島大学教育実践研究紀要』第37号、98頁、1999年。この時、講道館はまだ調査対象にも入っていないかった。
- 12) 高野佐三郎『剣道』剣道発行所、1915年、289-291頁。
- 13) 「柔道一班並ニ其教育上ノ価値」『大日本教育会雑誌』第87号、1889年、446-481頁。
- 14) 渡辺一郎編『史料 明治武道史』新人物往来社、1971年、79頁。
- 15) 前掲「柔道一班」456頁。
- 16) 湯浅晃「日本近代国家形成期における武道についての一考察-明治20年代における武道教育の特徴-」（『大阪武道学研究』9-1、2000年、5頁。
- 17) 前掲「日本近代国家形成期における武道についての一考察-明治20年代における武道教育の特徴-」（12-14頁）を大いに参考にした。
- 18) 前掲「柔道一班」458-459頁。
- 19) 講演の中では「受身」という言葉を使ってはいないが、「体ガ下ニ落チルニ纒カ先ダツテ手デ下ヲ打チ」というように、はっきりと「受身」の動作について述べている。
- 20) 前掲「柔道一班」462頁。
- 21) (四)-(六)については、「柔道修心法」の中で、それぞれ反論を与えている。
- 22) 前掲「柔道一班」461頁。
- 23) 前掲「柔道一班」462頁。

- 24) 前掲「柔道一斑」458頁。
- 25) 前掲「柔道一斑」458頁。
- 26) 乱捕は、自由な攻防の中で互いに技を掛けあい投げたりする試合形式に近い練習法である。形は、実戦技術をパターン化したもので、攻撃防御について予め約束事を定めて身体の操作法を規定したなかで、技の構造や動きを反復練習する方法である。
- 27) 嘉納治五郎講述「柔道家としての嘉納治五郎（十二）」『作興』第6巻第12号、1927年、16頁。
- 28) 「体操ノ形」の名称に用いられている「体操」とは、普通体操を意味するのではなく、「体育」の意で用いられていると解釈した方が、嘉納の趣旨を理解する上で自然であろう。
- 29) これは、嘉納の回想（「柔道家としての嘉納治五郎（十二）」『作興』第6巻第12号、1927年、19頁）によるもので、このほかに年代を特定する資料は今のところ見当たらない。
- 30) 前掲「柔道一斑」462頁。
- 31) 石峰生「講道館道場落成式」『教育時論』791号、1907年、18頁。
- 32) 厚生省大臣官房統計情報部編集『厚生統計要覧昭和48年版』1974年、57頁。
- 33) 榎老「講道館披露」『教育時論』922号、1910年、24頁。
- 34) 「柔術形体操」『教育時論』296号、1893年7月5日、34頁。
- 35) 東幼史編集委員会『東京陸軍幼年学校史 わが武寮』東幼会、1982年、232頁
- 36) 嘉納治五郎「柔道概説」磯貝一編『柔道概要』武乃世界発行所、1913年、20頁。
- 37) 嘉納治五郎「一般の修行者に形の練習を勧める」『有効の活動』第7巻第11号、1921年、3頁。
- 38) 前掲「柔道一斑」463頁。
- 39) 前掲「柔道概説」20頁。
- 40) 前掲「柔道一斑」463頁。
- 41) 前掲「一般の修行者に形の練習を勧める」5頁。
- 42) 嘉納治五郎「武道篇 柔道」武井文夫編『新日本史 第四巻』萬朝報社、1926年、644頁。
- 43) 前掲「柔道家としての嘉納治五郎（十二）」20頁。
- 44) 山下義韶他「柔道形解説」『柔道』第1巻第1号、1915年、36頁。
- 45) 落合幾造『柔道提要』柔道後援会、1928年、95頁。
- 46) 前掲「講道館道場落成式」16頁。
- 47) 「講道館の鏡開き」『教育時論』891号、1910年、38頁。
- 48) 嘉納治五郎「柔道雑記」（講道館蔵）、1888年。
- 49) 前掲「柔道一斑」463頁。
- 50) 前掲「柔道家としての嘉納治五郎（十二）」20頁。
- 51) 嘉納先生伝記編纂会『嘉納治五郎』布井書房、1964年、381頁。
- 52) 老松信一『改訂増補 柔道百年』時事通信社、1970年、45頁。
- 53) 有馬純臣『柔道大意』岡崎屋書店、六版、1906年、55頁。なお、本書の巻頭には嘉納の序文が寄せられている。有馬は、講道館創設時からの弟子で、『講道館館員名簿 第一』によると六番目の入門者と記録されている。嘉納の家塾「嘉納塾」の出身でもあり、その後、学習院に進み、在任中の嘉納に政治学、理財学の教授を受けた。大阪や栃木で中学校長を歴任後、五高の教授となり、嘉納の校長時代には共に在職した。嘉納の帰京後は、熊本講道館を託された。
- 54) 前掲『嘉納治五郎』（381頁）および、前掲『改訂増補 柔道百年』（45頁）の記述に依るが、ともに典拠が示されていない。ただし、明治39年（1906）の文献〔前掲『柔道大意』55頁〕には十本となっているが、大正2年（1913）の文献〔前掲「柔道概説」20頁〕では十五本となっていることから、おおよその時期に本数が増えたことは確かなようである。しかしながら、年代を明確に特定する資料は今のところ見当たらない。
- 55) 嘉納治五郎「第二種柔道体操法假教範」（講道館蔵）、年代不明。
- 56) 村上邦夫「柔の形の導」前掲『柔道概要』1913年、86頁。
- 57) 嘉納治五郎「武道篇・柔道」武井文夫編『新日本史・第四巻』萬朝報社、1926年、644-645頁。
- 58) 前掲「一般の修行者に形の練習を勧める」4頁。
- 59) 嘉納治五郎「国民の体育に就て」『愛知教育雑誌』356号、1917年、17頁。



- 60) 前掲「国民の体育に就て」17 - 18 頁。
- 61) もちろん嘉納は、講道館柔道自体も一斉指導可能なものとして組み立てている。
- 62) 嘉納治五郎「柔の形」『柔道』第1巻第2号, 1915年, 44頁。
- 63) 児玉鑑三「各府県師範学校に関する調査」『教育』18号, 1901年, 54 - 55頁。
- 64) 「師範学校ニ関スル諸調査」『全国師範学校長会議要項〔付録〕』1910年, 124 - 129頁。
- 65) 「北海道師範学校に於ける運動遊戯調査事項」『体育』135号, 1905年, 50頁。
- 66) 鈴木安一『柔道の真髓』有朋館, 1908年, 49頁。
- 67) 前掲「明治期における武術の正科教材編入のための請願運動について - 直心影流・星野仙蔵の場合 - 」68 - 71頁。
- 68) 『官報』第8432号, 1906年7月31日, 671頁。この中の「柔術」の内容は講道館柔道であった。
- 69) 師範学校(男子)は、翌年6月, 師範学校規程の改正で同様に武術が正科採用となる。
- 70) 杉山清作『文部省第一回撃剣講習録・心身鍛練』私家版, 1912年。
- 71) 「文部省訓令第十四号」『官報』第8432号, 1911年7月31日, 672頁。
- 72) 「中学校令施行規則」(明治44年7月31日, 文部省令第26号)第13条。
- 73) 前掲『日本体育史』488頁。
- 74) 前掲「明治期における武術の正科教材編入のための請願運動について - 直心影流・星野仙蔵の場合 - 」67頁。
- 75) 文部省普通学務局『全国師範学校長会議要項』(1910年3月)12 - 22頁より議事録を抜粋する。  
 「諮問事項  
 師範学校長会議ニ対シ文部大臣ヨリ諮問セラレタル事項左ノ如シ  
 (中略)  
 第六号 師範学校生徒ニ体操科ノ一部トシテ撃剣ヲ必修セシムルノ可否如何  
 答申  
 文部大臣ノ諮問ニ対シ師範学校長会議ニ於テ審議ノ上左ノ通答申セリ  
 (中略)  
 第六号 諮問答申  
 一 体操科ノ一部トシテ剣道柔道ノ二若クハ一ヲ加ヘ男生徒ヲシテ之ヲ必修セシムルヲ可トス  
 一 体操科ノ毎週教授時数ヲ三時間以内増加センコトヲ要ス」
- 76) 「柔道会の事業」『柔道』第1巻第5号, 1915年, 2頁。